

令和6年度豊能町会計年度任用職員登録要項

豊能町

1 職種及び応募要件

(1) 職種

○ 免許・資格等が必要なもの

看護師、保健師、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、放課後児童支援員（要教員免許又は保育士資格）、管理栄養士、歯科衛生士、司書、自動車運転手（要大型免許）など

○ 免許・資格等を必要としないもの

事務補助、用務員、清掃収集作業員、公園作業員、施設管理人、支援員（小中学校）、放課後児童支援補助員 など

(2) 応募要件

○ 地方公務員法第16条の規定に基づく、次の欠格条項に該当しない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 豊能町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 任用期間

任用の日から令和7年3月31日まで

※職種により令和7年3月31日までに任用期間が終了する場合があります。

※職種により1年を上限として期間を更新することができます。

3 勤務条件

(1) 給料（報酬）

別紙参照（改定の場合あり）

(2) 期末・勤勉手当（6月、12月に支給）

最高3.375月分（予定）

ただし、任用期間が6月以上であって勤務時間が週15時間30分以上の方に限ります。

(3) 費用弁償（交通費）

通勤距離が片道2km以上の方に原則実費相当分を支給します（徒歩除く）。

(4) その他の報酬

勤務実態に応じて時間外勤務報酬を加算して支給します。

(5) 勤務時間

原則午前9時00分～午後5時00分（休憩45分含む）

ただし、勤務場所、職種により異なる場合があります。

(6) 休日

土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、勤務場所、職種により異なる場合があります。

(7) 休暇

年次有給休暇（新規任用の場合は任用日より6月経過後に付与）、特別休暇（結婚・忌引・夏季（一定の任用期間、勤務日数を満たす場合に付与））など

(8) 社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定める加入要件を満たす場合に適用となります。

(9) 服务等

- 地方公務員法に規定する服務に関する規定（職務専念義務、信用失墜行為の禁止など）が適用されます。なお、営利企業への従事等の制限の規定は適用されませんので、兼業は原則可能ですが、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合や公務員として適当でないと認められるものは認められないことがあります。
- 任用後1月間（1月間の勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまでの間）は条件付採用となり、その間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- 人事評価制度の対象となります。

4 応募方法

別紙「豊能町会計年度任用職員登録申込書兼履歴書」（※免許・資格等を必要とする職種については免許証等の写しを添付）を豊能町広報職員課まで提出してください（郵送又は持参）。

5 選考

書類選考及び面接により行います。

6 登録有効期間

登録受付日から令和7年3月31日まで

【注意事項】

- ・登録されたすべての方に連絡を行うものではありません。
- ・職種によっては、令和6年度の任用予定がないものもあります。

—書類提出・お問い合わせ先—

〒563-0292

大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の1

豊能町役場 広報職員課 (TEL 072-739-3413)